

平成22年国勢調査の企画段階における検討課題とその対応状況

項 目	○ 検討課題 / ● 対応状況
1 実施体制	○ 我が国で最大規模の統計調査を円滑に実施するための実施体制の整備 ● 平成21年10月に「平成22年国勢調査実施本部」を設置 ● 平成21年12月に「平成22年国勢調査全国協力者会議」を開催 ● 世帯からの照会に一元的に対応するためコールセンターを設置
2 調査項目 ・ 選択肢	○ 全数調査としての調査項目の在り方 ○ 人口センサス及び人口減少社会において必要な調査項目 ○ 各調査項目における人口統計上の必要性の整理 ● 調査項目の変更 ・ 雇用形態 ・ 5歳未満の子供の出生地 ● 調査項目の廃止 ・ 就業時間 ・ 家計の収入の種類 ○ 記入方法及び選択肢の工夫 ● 「住宅の床面積の合計」を実数記入方式から選択肢記入方式に変更 ○ 労働者派遣事業所の派遣社員の派遣先産業の把握 ● 「従業上の地位」の雇用者の区分を「常雇」・「臨時雇」から、呼称による「雇用形態」に変更し、選択肢に派遣労働者を設定 ● 「勤め先・業主などの名称」及び「事業の内容」について派遣先の状況を記入する方法に変更
3 調査方法 (1) 配布方法	○ 調査票を直接配布することが困難な場合の基準の設定 ● 不在世帯については、日や時間を変えるなどして少なくとも3回以上訪問することとし、さらに訪問を繰り返しても直接配布が困難と想定される場合には、郵便受け等に配布しても可と調査員を指導 ○ 調査票配布時に『調査世帯一覧』への掲載が必要な事項 ● 調査員は、調査票配布時に男女別の世帯員数を聴取せず、「世帯又は代表者の名字」、「所在地（番地・号など）」、「（その世帯に必要な）調査票枚数」のみ把握
(2) 回収方法	○ 不在世帯の増加及び個人情報保護意識の高まりを考慮した調査票の回収方法 ● 調査票の封入提出方式の全面導入、郵送提出方式の導入 ● 調査員提出又は郵送提出のいずれかを世帯が選択する方法 ● 地方公共団体において、地域の実情に応じて提出方法のいずれかを世帯に推奨することは可 ○ 世帯に対する調査票提出促進の方法 ● 「調査票の提出はお済みですか」（確認状）を週末直前に配布 ○ 郵送提出調査票の回収状況の把握・管理のシステムの構築 ● 世帯からの郵送提出先は市町村とし、調査区番号及び世帯番号を基に、市町村において郵送提出調査票の回収状況を把握・管理 ○ インターネット回答の実施規模 ● 東京都をモデル地域として導入

項 目	○ 検討課題 / ● 対応状況
(3) 未提出世帯回収	○ 調査員への調査票提出世帯の伝達方法 ● 調査員に対する調査票提出世帯の伝達は市町村が行うこととし、郵送やFAXによる方法のほか、別途の方法（市町村内の数箇所の会場に、市町村及び調査員のそれぞれが出向くなどの方法）を提示し、市町村が地域の実情に応じて選択
(4) 結果精度の確保方策	○ 封入提出方式の全面導入や郵送提出方式の導入により、調査票の記入内容を調査員が世帯に確認することができなくなることに伴う結果精度の確保方策 ● 国一括のコールセンターの設置により世帯からの調査票の記入のしかた等に関する照会を一元的に対応 ● 住民基本台帳等の行政情報を利用し、調査票を確認・補完 ● 聞き取り調査を実施しても、また、市町村が利用可能な行政情報を活用しても、なお調査票の記入漏れが十分に補完されない場合には、統計法の規定に基づき、マンションの管理会社等の関係者に質問して結果精度を確保
《オートロックマンション等の調査》	○ 平成22年国勢調査協力者会議のほか（国における）具体的な方策（単身居住者への対策、オートロックマンション対策など） ● 地方公共団体、マンション関係会社等との意見交換を踏まえ、居住者等への調査実施の周知等への協力を依頼
4 行政情報やICTの活用	○ 聞き取り調査が困難な場合のカバレッジ確保方策 ● 住民基本台帳等の行政情報を利用し、調査票を確認・補完することを可とし、その旨を事務処理基準に明記
5 調査員	○ 調査員の事務内容 ● 封入提出方式の全面導入に伴って、調査員による調査票の確認事務は廃止 ○ 調査員の確保対策 ● 2調査区担当調査員の配置を推進、全体としての調査員数を削減
6 指導員	○ 指導員の事務内容 ● 従来の事務のほか、次の事務を担当 ・『調査世帯一覧』上の調査票未提出世帯の特定の支援 ・調査票の「世帯員の数」の『調査世帯一覧』への転記 ・抽出対象調査票の抽出
7 市町村	○ 調査事務全体の事務量を踏まえた市町村事務の在り方 ● 調査票の提出方法の多様化に伴い、郵送提出調査票の回収状況の把握・管理などの事務が新たに発生することから、調査事務全体の事務量を考慮し、次のとおり措置 ・産業大分類の地方格付の廃止 ・市町村の事務の一部を指導員事務へ移行 ・新たに発生する人・場所の確保のための経費措置と外部委託の活用など

項 目	○ 検討課題 / ● 対応状況
8 国民の理解及び協力の確保 (1) 広報	○ 効果的かつ効率的な広報の実施 ● 国と地方公共団体において役割分担を図ることにより、効率的かつ効果的に広報を実施 ● 国は、テレビ・新聞などの全国展開のマスメディアを活用することにより、広く国民一般に向けた広報を重点的に実施 ● 地方公共団体は、行政情報誌やコミュニティFMなどの地域ネットワークを活かした地域密着型の広報を重点的に実施 ○ 調査実施に困難が見込まれる対象者に対する広報 ● 全国協力者会議参加団体から、オートロックマンション居住者、若年者、在留外国人等に対する調査参加への働きかけを実施
(2) 個人情報保護対策の強化	○ 世帯への周知方法 ● 国勢調査などの統計調査においては、個人情報保護法の基本理念に基づき、統計法によって厳格な個人情報の保護措置が講じられている。国勢調査における個人情報の保護についての正確な理解の促進を重点に置いて広報を実施
(3) 報告義務の周知	○ 報告義務に関する効果的な広報 ● 統計法によって個人情報が厳格に保護されている一方、すべての人に報告義務があるということを重点に置いて広報
(4) 調査員への信頼感の確保	○ 調査員証への写真貼付以外の身分証明強化のための方策 ● 写真付調査員証、国勢調査用腕章の全調査員配布、国勢調査用手さげ袋の世帯周知
9 集計・公表	○ 要計表集計の公表時期の検討 ● 平成23年2月25日に公表（従来より約2か月延伸）
	○ 要計表集計の公表範囲（総人口のみの公表の適否） ● 公表時期の延伸を最小限のものとするため、利用状況等を踏まえ、速報集計の対象を人口及び世帯の数に限定し、「男女別人口」については集計を廃止